

大阪市建設局（もと南工営所 3階）

清涼飲料水自動販売機設置事業者募集にかかる質疑回答書

問合せ先：南部方面管理事務所管理課 TEL：06－6686－1240

	質 疑 内 容	回 答
1	① 募集要項 P3（1）イ使用許可の期間について 募集要項の記載、また募集物件の下見をした際に現地職員からもお聞きした仮移転事務所である件についての質問となります。 設置期間について、令和7年7月7日から令和8年3月31日の約9か月となりますが、本来の事務所の改装が終了次第、職員は戻る予定になるかと思えます。 更新時期に、上記内容について連絡を頂ける認識で良いのでしょうか。 また例えば、一定人数が継続して仮移設事務所に残ることとなった場合、自販機も継続して設置を行う可能性があるかと思えます。 職員数の減数が生じる際、自動販売機利用数に対する使用料提案価格も変わってくるため、使用料金額の一部変更交渉は可能なののでしょうか。 ② 募集要項 P3（2）使用上の制限について 設置する自販機において、販売価格の決まりはありますでしょうか。例えば、185g 缶のコーヒーですが、自販機推奨価格は140円となっております。 販売価格設定は、設置事業者任せの認識で良いのでしょうか。	① 本募集物件の設置事業所は、要項に記載のとおり仮移設中であるため、今後の事業計画等が現在は不明です。 令和8年度以降の自動販売機の設置期間は更新の意向確認時にお伝えしますが、仮移設の解消や職員数の減数が生じることが判明した際は、即時設置事業者にお知らせします。 仮移設解消の場合は、要項に記載の「公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合」に該当するため、使用許可を取り消した日以降の既納使用料を還付します。 職員数の減数が生じる場合は、継続使用の意向確認を行います。 意向確認の結果、継続使用しない場合は、仮移設解消の場合と同様に、使用許可を取り消した日以降の既納使用料を還付します。 なお、使用料の金額変更は行いません。 ② 販売価格の決まりはありません。設置事業者で決定して下さい。